

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年5月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240508	サミサエ株式会社(法人番号8030001096424) 代表者 クンチョロベニー	埼玉県戸田市 新曽2493 ライオンズマンション戸田第3-301号室	西高島平営業所	東京都板橋区 高島平5-19-10セイコウマンション101号室	輸送施設の使用停止(55日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年11月10日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)	6	6
20240508	マコト交通株式会社(法人番号2010601015550) 代表者 小池 均	東京都墨田区 堤通2-1-27	本社営業所	東京都墨田区 堤通2-1-27	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第29条	令和5年11月16日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)事故の未届出(道路運送法(以下、運送法)第29条)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項)	1	1
20240508	京北サービス株式会社(法人番号5013301003574) 代表者 今田 拓男	東京都豊島区 池袋1-16-28	本社営業所	東京都豊島区 池袋1-16-28	輸送施設の使用停止(80日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年9月13日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(10)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	8	8

20240514	有限会社ヤジタ交通(法人番号9030002107815) 代表者 新井 貴之	埼玉県川口市 戸塚3-20-27	本社営業所	埼玉県川口市 戸塚3-20-27	輸送施設の使用停止(270日車) 輸送の安全確保命令	道路運送法第30条第2項	令和4年8月31日及び令和4年11月18日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法(以下、運送法)第23条第3項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(12)事故の未届出(運送法第29条)、(13)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)	27	27
20240514	株式会社令和交通(法人番号4040001111805) 代表者 松崎 龍一	東京都足立区 入谷8-6-15-301	足立営業所	東京都足立区 入谷8-6-15-301Ambition入谷	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第15条第1項	令和5年10月17日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	3	2
20240514	株式会社アシスト(法人番号1011101097551) 代表者 星野 浩平	東京都新宿区 西新宿6-12-7-408	本社営業所	東京都新宿区 西新宿6-12-7-408	輸送施設の使用停止(50日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年6月8日及び令和5年6月13日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	5	5
20240517	京成タクシー佐倉株式会社(法人番号9040001046617) 代表者 村中 博之	千葉県佐倉市 太田2306-4	佐倉営業所	千葉県佐倉市 太田2306-4	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年3月4日及び令和6年3月14日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

20240521	プライトップ株式会社(法人番号5010001194851) 代表者 吉泉 智弘	東京都江戸川区中央3-16-24	本社営業所	千葉県成田市東和田399-1	輸送施設の使用停止(115日車)	道路運送車両法第48条	令和5年2月22日、令和5年3月28日及び令和5年4月14日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(3)アルコール検知器備え義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(10)報告義務違反(運送法第94条第1項)	12	12
20240521	秩父丸通タクシー株式会社(法人番号4030001090851) 代表者 金子 理恵子	埼玉県秩父市宮側町6-11	秩父営業所	埼玉県秩父市宮側町6-11	輸送施設の使用停止(60日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年8月30日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	6	6
20240521	株式会社樺山交通(法人番号1040001033036) 代表者 野山 勝明	千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山5-1-26	本社営業所	千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山5-1-26	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和5年10月12日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	6	5
20240521	株式会社ケイサンタクシー(法人番号6020001032415) 代表者 岩崎 高広	神奈川県横浜市泉区岡津町1065-1	本社営業所	神奈川県横浜市泉区岡津町1065-1	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和5年9月7日及び令和5年10月6日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	5	5
20240528	榮自動車株式会社(法人番号2011801007981) 代表者 安田 茂美	東京都足立区梅田3-3-3	金町営業所	東京都葛飾区東金町8-2-16	輸送施設の使用停止(55日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和5年8月21日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	6	6

20240528	二重交通株式会社(法人番号4020001005554) 代表者 篠崎 友希	神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境100-34	本社営業所	神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境100-34	輸送施設の使用停止(64日車)	道路運送法第13条	令和5年11月30日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(3)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)	7	7
----------	--	---------------------	-------	---------------------	-----------------	-----------	---	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)